

議案第338号

### 大阪市公文書管理条例の一部を改正する条例案

大阪市公文書管理条例（平成18年大阪市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「並びに大阪市住宅供給公社及び大阪市道路公社」を「及び大阪市住宅供給公社」に改める。

第22条第1項中「、大阪市道路公社」を削る。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

平成26年11月 21 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

大阪市道路公社の清算の結了に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要がある  
ので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

## 大阪市公文書管理条例（抄）

(定 義)

### 第2条 省 略

2 この条例において「地方独立行政法人等」とは、本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）並びに大阪市住宅供給公社及び大阪市道路公社をいう。  
及び

### 3 - 6 省 略

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第22条 利用請求に係る特定歴史公文書等に本市、国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、他の地方公共団体、地方独立行政法人、大阪市住宅供給公社、大阪市道路公社及び利用請求者以外のもの（以下この条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、市長は、利用決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他市規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

### 2 - 3 省 略